

つくばみらい市水道事業告示 第 8 号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、つくばみらい市水道事業指定給水装置工事事業者規定第10条第2項の規定により公示する。

令和7年 8 月 20 日

つくばみらい市長 小田川 浩



指定番号	事業所名	代表者名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地	指定有効期限
鶴・	豊工業 有限会社	角田 豊計	千葉県野田市花井19番地1	R7.10.20~R12.10.19
鶴・	株式会社 日田建設工業	苫米地 直樹	守谷市高野1207番地13	R8.2.12~R13.2.11
鶴・	有限会社 高橋商事	高橋 博	稲敷郡河内町金江津9308番地7	R8.4.13~R13.4.12
鶴・	株式会社 スイドウサービス	山下 道男	大阪府大阪市城東区野江4-1-8-402	R8.5.10~R13.5.9